

静岡県告示第961号

建設工事入札参加資格審査申請書等の提出の時期、方法その他必要な事項（平成18年静岡県告示1003号）の一部を次のように改正する。

平成28年10月25日

静岡県知事 川勝平太

第1の1(1)イの「システム」を「電子申請サービス」に、「入札参加資格申請システム」を「しずおか電子申請サービス」に改める。

第1の1(1)ウの表中「11月19日」を「11月21日」に、「1月8日」を「1月10日」に、「2月4日」を「2月3日」に、「システム」を「電子申請サービス」に改め、（注1）から「富士」「島田」を削除し、表1から次の項を削除する。

静岡県富士土木事務所	富士市本市場 441-1
静岡県島田土木事務所	島田市道悦 5-7-1

第1の1(2)イの「システム」を「電子申請サービス」に、「入札参加資格申請システム」を「しずおか電子申請サービス」に改める。

第1の1(2)ウの表中「システム」を「電子申請サービス」に改める。

第1の2(1)の「入札参加資格申請システム」を「電子申請サービス」に改める。

第1の3(1)アの表中第1項を次のとおり改める。

1 建設工事入札参加資格審査申請書	電子申請サービスから印刷し代表者印を押印	電子申請 郵送（書面）
-------------------	----------------------	----------------

第1の3(1)アの表中2、3、4の項を削り、同表5の項を次のとおり改める。

2 工事経歴一覧	電子申請サービスへファイル添付し印刷（1業種につき主なもの10件以内）	電子申請 郵送（書面）
----------	-------------------------------------	----------------

第1の3(1)アの表中6の項を削り、同表7の項から同表16の項までを同表3の項から同表12の項までとし、同表17の項を次のとおり改める。

13 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了証（写し）	該当する場合のみ。最大10名分	郵送（書面）
----------------------------------	-----------------	--------

第1の3(1)アの表中18の項から同表20の項までを同表14の項から同表16の項に改め、同項の次に次の項を加える。

17 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	該当する場合のみ	郵送（書面）
--	----------	--------

第1の3(1)アの表中21の項を同表18の項に改める。

第1の3(1)イの表中第1項を次のとおり改める。

1 建設工事入札参加資格審査申請書	電子申請サービスから印刷し代表者印を押印	電子申請 郵送（書面）
-------------------	----------------------	----------------

第1の3(1)イの表中2、3、4の項を削り、同表5の項を次のとおり改める。

2 工事経歴一覧	電子申請サービスへファイル添付し印刷（1業種につき主なもの10件以内）	電子申請 郵送（書面）
----------	-------------------------------------	----------------

第1の3(1)イの表中6の項を削り、同表7の項から同表16の項までを同表3の項から同表12の項までとし、同表17の項を次のとおり改める。

13 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了証（写し）	該当する場合のみ。最大10名分	郵送（書面）
----------------------------------	-----------------	--------

第1の3(1)イの表中18の項から同表22の項までを同表14の項から同表18の項に改め、同項の次に次の項を加える。

19 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	該当する場合のみ	郵送（書面）
--	----------	--------

第1の3(1)イの表中23の項を同表20の項に改める。

第1の3(1)ウの表中15の項を次のとおり改める。

15 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了証（写し）	該当する場合のみ。最大10名分	持参（書面）
----------------------------------	-----------------	--------

第1の3(1)ウの表中21の項の次に次の項を加える。

22 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	該当する場合のみ	持参（書面）
--	----------	--------

第1の3(1)ウの表中22の項を同表23の項に改める。

第1の3(3)の表中17の項を次のとおり改める。

17 監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了証（写し）	該当する場合のみ。最大10名分	持参（書面）
----------------------------------	-----------------	--------

第1の3(3)の表中21の項の次に次の項を加える。

22 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	該当する場合のみ	持参（書面）
--	----------	--------

第1の3(3)の表中22の項を同表23の項に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。